

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月22日

日本生命保険相互会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	谷	幸	弘
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	圭	介
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	西	大	介
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	健	嗣
--------------------	-------	---	---	---	---

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査等委員とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【1】株式会社ニッセイ・ライフサポートののれん及び顧客関連資産の評価の妥当性

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

会社は、医療事務受託・介護・保育事業の活性化や生産性・持続性向上により顧客に提供する安心を拡大することを目的として、2025年3月期に株式会社ニチイホールディングス（以下、「ニチイHD」）の全株式を保有する株式会社ニッセイ・ライフサポート（以下、「ニッセイ・ライフサポート」）を連結子法人としている。

当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、連結貸借対照表の注記19に記載されている通り、ニッセイ・ライフサポートに係るのれん191,727百万円及び顧客関連資産52,648百万円が計上されており、金額的に重要である。

会社は、当該のれん及び顧客関連資産について、連結損益計算書の注記3に記載の方針に基づき、賃金上昇等の外部環境の変化及びIT投資等を踏まえたニチイHDの事業計画を考慮して減損の兆候判定を行っている。当該事業計画には、医療事務受託事業におけるサービス提供対価の見積り及び介護事業における将来の利用者数の見積り等の重要な仮定が含まれており、これらの仮定には不確実性を伴う。そのため、会社がニチイHDを子会社化した後の内外環境の変化を踏まえた減損の兆候有無の判定においては、経営者の重要な判断を要する。

以上を踏まえて、ニッセイ・ライフサポートに係るのれん及び顧客関連資産の減損兆候判定に関する経営者の判断が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

(監査上の対応)

当監査法人は、ニッセイ・ライフサポートに係るのれん及び顧客関連資産の減損兆候判定に関する経営者の判断を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社ののれん及び顧客関連資産の減損の兆候判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ ニチイHDを所管する安心の多面体企画部での減損の兆候判定に関する確認・承認手続
 - ・ 審査部門での確認・承認手続

- 会社が実施したのれん及び顧客関連資産の減損の兆候判定の妥当性を検証するために、以下の検討を行った。

- ・ ニチイ HD の取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 当連結会計年度の売上高及び営業利益の実績値と出資時計画との比較
- ・ 将来の賃金上昇等の外部環境の変化及び IT 投資に係る計画等を踏まえて策定された事業計画の重要な仮定である、医療事務受託事業におけるサービス提供対価の見積りについて、過去実績との比較を行い、経営者の具体的な施策について質問及び関連資料を閲覧
- ・ 同様に事業計画の重要な仮定である、介護事業における将来の利用者数の見積りについて、過去実績との比較を行い、将来の介護利用者数の見込みに関する外部データとの整合性を検討

【2】責任準備金の計算に関するシステムの信頼性並びに新商品及び既存商品の改定に関する責任準備金の計算の正確性

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 89,312,921 百万円であり、負債総額の 83%を占めている。そのうち会社並びに連結子法人である大樹生命保険株式会社（以下、「大樹生命」）及びニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下、「ニッセイ・ウェルス生命」）の責任準備金は、それぞれ 61,486,775 百万円、6,737,641 百万円及び 7,076,585 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 84%を占めている。

連結貸借対照表の注記 17 に記載されている通り、会社、大樹生命及びニッセイ・ウェルス生命の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、金融庁に認可を受けた「保険料及び責任準備金の算出方法書」（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号、以下、「算出方法書」）に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎（予定死亡率、予定利率等）、並びに年齢・性別・保険金額等を含む保有契約データを用いて計算される。さらに、会社は将来の逆ざやリスクの軽減を図り安定的な配当を実現していくため、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき追加で責任準備金を計上している。また、保険業法第 121 条第 1 項第 1 号に基づき保険計理人により保険契約に係る責任準備金が十分に積み立てられているかが確認される。

連結貸借対照表における負債の大部分を占める責任準備金の算定においては、IT システムへの依存度が高く、膨大なデータが取り扱われ、高度に自動化されている。責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された情報処理統制及び IT 全般統制（IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより、自動化された情報処理統制が継続して有効に機能することを支える内部統制）が適切に整備及び運用されていることが重要となる。加えて、これら責任準備金計算に関する内部統制の有効性を評価するためには、IT システム及び保険数理に関して相応の専門的な知識及び経験が必要となる。このことから、責任準備金の計算に関するシステムの信頼性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

また、新商品及び既存商品の改定（以下、「新商品等」）に関連し、算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に基づき責任準備金計算プログラムの開発又は改定が行われ、システムへの実装が行われる。これらの実装後はシステムに基づき責任準備金が自動的に計算され続けることから、実装時に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品等に関する責任準備金の計算の正確性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、会社、大樹生命及びニッセイ・ウェルス生命における責任準備金の計算に関するシステムの信頼性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの各社における内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、IT に関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問、関連文書の閲覧、観察及び再実施により以下の検討を行った。
 - ・ 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に関するアクセス管理、システム運用管理及び責任準備金計算プログラムの実装を含むシステム変更管理等の IT 全般統制の検討
 - ・ 決算日時点の責任準備金計算対象となる有効契約の判定、及び当該契約に係る保有契約データの抽出に関する、自動化された情報処理統制の検討
 - ・ 責任準備金計算対象契約の集約、及び責任準備金に関する仕訳の基礎データ作成に関する、自動化された情報処理統制の検討
- 算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に従った責任準備金の計算に関する自動化された情報処理統制（自動計算）の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、責任準備金の再計算及び主計部門の役職者への質問を実施した。

また、保険数理に関する内部専門家を利用し、当連結会計年度に発売された新商品等の責任準備金に関連する内部統制（自動計算又はシステム実装時における再計算テスト）の整備状況、及び運用状況の有効性を評価するために、関連文書の閲覧、責任準備金の再計算を実施した。

さらに実証手続として、計上された新商品等に関する責任準備金額が算出方法書に記載の計算方法及び計算の基礎に従い正確に計算されているかどうかについて、保険数理に関する内部専門家を利用して、責任準備金の再計算を実施した。

【3】Resolution Life Group Holdings Ltd. の株式取得に係る企業結合における責任準備金の公正価値評価の妥当性

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

連結貸借対照表の注記 34 に記載されている通り、会社は、主に米国、バミューダ及び豪州で企業・事業等の買収や再保険取引等を通じて既契約を取得・集約する事業を中心に営む Resolution Life Group Holdings Ltd.（以下、「レゾリューションライフ」）の発行済株式の 78%を 2025 年 10 月に追加取得し、同社を連結子法人とした。その上で、米国事業をレゾリューションライフの下に、豪州事業を Resolution Life NOHC Pty Ltd. の下に集約する組織再編を行った。

当該企業結合取引の取得原価の配分にあたり、識別可能資産（無形固定資産を含む。）及び負債を認識、測定し、取得対価と識別可能資産・負債の純額との差額をのれんとして処理し、米国事業については米国会計基準における Pushdown Accounting を適用し、のれんをレゾリューションライフの財務諸表に計上している。一連の取引を行った結果、企業結合日時点においてレゾリューションライフの責任準備金を 10 兆 4,423 億円、保有契約価値（責任準備金の簿価と公正価値の差額で構成される無形資産）を 1 兆 2,131 億円、のれんを 8,364 億円認識している。引き受けた負債の大部分を占める責任準備金は金額的重要性が高く、責任準備金の測定が保有契約価値やのれんの金額を決定するため、連結財務諸表に与える影響が大きい。

レゾリューションライフの責任準備金の企業結合日における公正価値は、米国会計基準に基づき、保険数理計算上の仮定（死亡率、解約率等）に基づく企業結合日時点の割引率及び将来キャッシュ・フローの見積りを用いて測定される。

公正価値の測定に用いられる割引率の見積りは、米国のリスクフリーレートに会社固有のリスクプレミアムを加味して計算されるが、当該リスクプレミアムの決定には高度な専門知識及び判断が必要とされる。また、割引率に対する責任準備金の感応度が高いことから、割引率の見積りに誤りがある場合に連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、責任準備金の公正価値計算の基礎のうち割引率の見積りの妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

また、公正価値の測定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、米国会計基準に基づき、死亡率や解約率等の保険数理計算上の仮定を基礎として計算される。中でも、レゾリューションライフが再保険により引き受けている契約継続保証付ユニバーサル保険のように、契約継続保証が長期にわたる場合には、将来の死亡保険金の支払い、解約返戻金の支払いをそれぞれ死亡率、解約率により見積もることとなるため、これらの見積りには高い不確実性を伴う。また、契約継続保証の商品特性により、運用環境が相当悪化し、同水準の死亡保障を受けるために米国の保険マーケット内で新規契約を締結した場合に高い保険料が要求される中においても、保険契約者は最低保険料を負担していれば、死亡保障を継続できる。その特性により、運用環境が契約者の解約の意思決定に一定の影響を与えることが考えられ、運用環境の変化を解約率に考慮した複雑な見積りとなる場合がある。これらの見積手法の選択には経営者の判断が必要であり、判断には経営者の偏向が含まれる可能性がある。さらに、契約継続保証付ユニバーサル保険の責任準備金に対する死亡率及び解約率の感応度が高いことから、死亡率及び解約率の見積りに誤りがある場合に連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、契約継続保証付ユニバーサル保険の責任準備金の計算の基礎のうち死亡率及び解約率の見積りの妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

(監査上の対応)

(割引率の見積りの妥当性の評価)

当監査法人は、レゾリューションライフの責任準備金（保有契約価値含む）の計算の基礎のうち割引率の見積りの妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。

- 割引率が適切に決定されることを確保するための社内の査閲と承認に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用し、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ レゾリューションライフ保険数理専門部署の役職者による割引率の見積りに関する確認・承認手続
- リスクプレミアムの見積りの合理性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用し、以下の検討を行った。
 - ・ レゾリューションライフ保険数理専門部署の役職者への質問、関連文書の閲覧、再計算の実施
 - ・ リスクプレミアムについて、外部データ等に基づく保険数理に関する内部専門家独自の見積りとの比較による妥当性の評価

(契約継続保証付ユニバーサル保険の責任準備金の算定における死亡率及び解約率の見積りの妥当性の評価)

当監査法人は、レゾリューションライフの契約継続保証付ユニバーサル保険の責任準備金の算定における死亡率及び解約率の見積りの妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。

- 死亡率及び解約率の見積りに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用し、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ レゾリューションライフ保険数理専門部署の役職者による死亡率及び解約率の見積りに関する確認・承認手続
- 死亡率及び解約率の見積りの基礎となる過去の実績データの正確性を検証するために、以下の検討を行った。
 - ・ レゾリューションライフが作成した過去の実績データから抽出したサンプルの基幹システムのデータベース情報との突合による正確性の検討
- 死亡率及び解約率の見積りの合理性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用し、以下の検討を行った。
 - ・ 業界の実務慣行との比較を含む、見積手法の選択の適切性を評価することによる経営者の偏向の有無についての検討
 - ・ 死亡率及び解約率の再計算を実施することによる、レゾリューションライフの計算結果の正確性の評価

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が 2026 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数 82 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

ニッセイプラス少額短期保険株式会社

株式会社ニチイホールディングス

メディカル・データ・ビジョン株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

Nippon Life Americas, Inc.

Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.

Nippon Life India Asset Management Limited

Resolution Life Group Holdings Ltd.

当社の連結子会社である株式会社ニチイホールディングス傘下の子会社間における吸収合併により、傘下 1 社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法適用の関連法人等であった Resolution Life Group Holdings Ltd.の株式を追加取得したことならびに Resolution Life NOHC Pty Ltd.の株式を取得したことに伴い、傘下 57 社含む計 59 社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Resolution Life NOHC Pty Ltd.は、本件統合に伴い Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.に商号を変更しております。

メディカル・データ・ビジョン株式会社は、株式の取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社

持分法適用の関連法人等数 16 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

IndusInd Nippon Life Insurance Company Limited

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

Corebridge Financial, Inc.

Resolution Life Group Holdings Ltd.の株式の追加取得に係る一連の取引に伴い、Resolution Life Group Holdings Ltd.は連結される子会社および子法人等となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。一方で、傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。また、Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.は、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。当取引の内容については、連結貸借対照表関係の注記第34項をご参照ください。

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited は、2025年12月10日付で、IndusInd Nippon Life Insurance Company Limited に商号を変更しております。

Post Advisory Group, LLC は、株式の売却に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

2025年度（2026年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 及 び 預 貯 金	1,672,747	保 険 契 約 準 備 金	91,041,610
コ ー ル ロ ー ン	1,011,726	支 払 備 金	500,471
買 入 金 銭 債 権	932,235	責 任 準 備 金	89,312,921
有 価 証 券	91,607,445	社 員 配 当 準 備 金	1,174,282
貸 付 金	9,588,553	契 約 者 配 当 準 備 金	53,934
有 形 固 定 資 産	2,004,649	再 保 險 借	142,815
土 地	1,185,143	社 債	1,935,676
建 物	673,447	そ の 他 負 債	11,162,198
リ ー ス 資 産	60,789	役 員 賞 与 引 当 金	453
建 設 仮 勘 定	16,722	退 職 給 付 に 係 る 負 債	288,187
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	68,545	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	298
無 形 固 定 資 産	2,877,366	価 格 変 動 準 備 金	1,319,259
ソ フ ト ウ ェ ア	167,347	繰 延 税 金 負 債	1,615,096
の れ ん	1,208,003	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	99,734
リ ー ス 資 産	11	支 払 承 諾	48,420
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,502,003	負 債 の 部 合 計	107,653,751
再 保 險 貸	4,730,575	（純 資 産 の 部）	
そ の 他 資 産	4,282,503	基 金	50,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,652	基 金 償 却 積 立 金	1,400,000
繰 延 税 金 資 産	116,028	再 評 価 積 立 金	651
支 払 承 諾 見 返	48,420	連 結 剰 余 金	1,211,876
貸 倒 引 当 金	△11,166	基 金 等 合 計	2,662,527
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,082,267
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,972,981
		土 地 再 評 価 差 額 金	△55,747
		為 替 換 算 調 整 勘 定	256,052
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	87,779
		在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	5,771
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,403,139
		新 株 予 約 権	2,251
		非 支 配 株 主 持 分	141,068
		純 資 産 の 部 合 計	11,208,987
資 産 の 部 合 計	118,862,738	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	118,862,738

(連結貸借対照表の注記)

1. 一部の在外持分法適用会社において、当連結会計年度より、IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 17 号「保険契約」を適用しております。
当該会計方針の変更により、金融商品の分類および測定方法等を変更しております。また、貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスク、および保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を反映するよう保険契約準備金を測定しております。さらに、その他の包括利益累計額に「在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金」を新設しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書の経常利益および税金等調整前純剰余は、それぞれ 786 百万円増加しております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前純剰余は 786 百万円増加、営業活動によるキャッシュ・フローの小計に含まれるその他は 786 百万円減少しております。さらに、前連結会計年度の連結貸借対照表において、有価証券が 10 百万円、連結剰余金が 1,644 百万円、為替換算調整勘定が 238 百万円、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金が 8,852 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 10,725 百万円増加しております。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の期首の有価証券が 408 百万円、連結剰余金が 2,430 百万円、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金が 90 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 2,112 百万円増加しております。
2. 一部の連結される在外子会社および子法人等において、当連結会計年度より米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board)が公表した会計基準(ASC) Topic 944「金融サービスー保険契約」(ASU 第 2018-12 号等)を適用しております。当該会計方針の変更により、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。また、金利変動による将来保険給付に係る負債の割引率変更影響額等については、その他の包括利益累計額の「在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金」に計上しております。
なお、当社の連結される子会社および子法人等である Resolution Life Group Holdings Ltd.は、当連結会計年度において、米国財務会計基準審議会が公表した会計基準(ASC) Topic 805「企業結合」で定める Pushdown Accounting を適用しており、当該企業結合日(2025 年 10 月 30 日)より前の期間には遡及適用しておりません。
3. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

(1) 当社

- ①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
- ②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
- ③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
- ④上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
- ⑤上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
- ⑥上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約

(2) 大樹生命保険株式会社

- ①終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
- ②拋出型企業年金(27年以内)小区分(拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
- ③一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
- ④一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
- ⑤一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
- ⑥一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))(共同保険式再保険に付した契約を除く)

(3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

- ①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
- ②終身がん保険・養老保険商品
- ③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
- ④上記を除く円建一時払商品(ただし一部保険契約を除く)
- ⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険契約を除く)
- ⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品(ただし一部保険種類を除く)

(4) はなさく生命保険株式会社

全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。

5. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

6. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(i) 建物

定額法により行っております。

(ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

(i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

(ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。連結子会社の買収等により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

7. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前 1 カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

8. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

- (3) 連結される子会社および子法人等においては、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。

- (4) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 94 百万円(担保・保証付債権に係る額 40 百万円)であります。

- (5) 一部の連結される在外子会社および子法人等においては、各国の会計基準に基づき算出した額を貸倒引当金として認識しております。

9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

10. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

11. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建社債（予定取引含む）に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建社債（予定取引含む）
為替予約	外貨建債券等
通貨オプション	外貨建債券

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第 42 号）に従っております。

17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が 209,821 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 209,821 百万円減少しております。

イ 当社

2019 年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、当連結会計年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約（一時払契約を含む）の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、9 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 201,047 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 201,047 百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 8,774 百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が 8,774 百万円減少しております。

- (2) 米国会計基準適用の連結される在外生命保険会社における責任準備金は、将来の保険給付の支払いに備えるための負債として、最新の保険数理計算上の仮定および市場金利を反映した割引率を用い、各連結会計期間末において再測定しております。また、特約等に含まれる市場リスクを伴う給付については、そのリスク特性を反映するため、保険契約から充当される手数料を考慮した公正価値により再測定しております。

なお、Resolution Life Group Holdings Ltd.の責任準備金は連結貸借対照表の注記第 34 項に係る企業結合日において公正価値により再測定しております。公正価値の測定に用いられる割引率の見積りは、米国のリスクフリーレートに会社固有のリスクプレミアムを加味して計算されますが、判断が必要とされる重要な見積り要素であり、不確実性を伴います。また、割引率に対する責任準備金の感応度が高いため、割引率の見積りにより、責任準備金の公正価値に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業結合日における Resolution Life Group Holdings Ltd.の責任準備金の公正価値は 10 兆 4,423 億円と見積もっております。

また、Resolution Life Group Holdings Ltd.の契約継続保証付ユニバーサル保険は、契約継続保証が長期にわたる場合には、責任準備金の見積りに用いる死亡率や解約率等の仮定の決定に不確実性を伴います。さらに、契約継続保証の商品特性により、運用環境が契約者の解約の意思決定に一定の影響を与えることが考えられ、運用環境の変化を考慮した解約率は複雑な見積りとなる場合があり、不確実性を伴います。死亡率や解約率等の仮定の見直しにより、翌連結会計年度以降の責任準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

上記以外の連結される在外生命保険会社の責任準備金は、各国の会計基準に基づき算出した額を積み立てております。

18. 当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号(以下「IBNR 告示」という)第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)に基づき識別した重要な会計上の見積りであるのれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。

①のれん	1,208,003 百万円
株式会社ニッセイ・ライフサポート	191,727 百万円
②のれん相当額	114,044 百万円
The TCW Group, Inc.	7,689 百万円
③その他の無形固定資産(顧客関連資産)	52,648 百万円
株式会社ニッセイ・ライフサポート	52,648 百万円

また、のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第 3 項をご参照ください。

20. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)等があり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を連結貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

21. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融资取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融资執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。また、米国会計基準適用の連結される在外生命保険会社におけるセパレートアカウント資産ならびに受再した資産留保型修正共同保険式再保険契約に伴う連結変動持分事業体に係る資産および負債は、保険契約または再保険契約と一体として管理・運用されているため、注記には含めておりません。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 価額(*1)	時価(*2)	差額
買入金銭債権	932,235	921,550	△10,685
売買目的有価証券	27,020	27,020	-
満期保有目的の債券	15,913	14,047	△1,866
責任準備金対応債券	109,321	100,503	△8,818
その他有価証券	779,978	779,978	-
有価証券(*3,*4,*5)	89,856,233	83,509,640	△6,346,592
売買目的有価証券	4,811,503	4,811,503	-
満期保有目的の債券	951,593	914,276	△37,317
責任準備金対応債券	32,869,989	26,818,166	△6,051,823
子会社株式及び関連会社株式	766,414	508,962	△257,452
その他有価証券	50,456,731	50,456,731	-
貸付金(*6)	9,579,760	8,983,639	△596,120
保険約款貸付	707,217	707,217	-
一般貸付	8,872,542	8,276,421	△596,120
金融派生商品(*7)	(2,912,344)	(2,912,344)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(49,493)	(49,493)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,862,850)	(2,862,850)	-
その他の資産	19,020	19,020	-
社債(*6,*8)	(1,935,676)	(1,815,917)	(△119,758)
借入金(*8)	(1,861,711)	(1,795,011)	(△66,699)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、482,597 百万円であります。なお、一部の連結される在外子会社および子法人等において時価をもって帳簿価額としている非上場株式等については、含めております。

(*4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号、以下「時価算定会計基準適用指針」という)第 24-16 項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は 1,268,614 百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第 24-3 項または第 24-9 項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 49,524 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	1,900	1,902	1
	公社債	38,924	39,629	705
	外国証券	217,251	220,649	3,398
	小計	258,076	262,182	4,105
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	14,012	12,144	△1,868
	公社債	152,088	136,294	△15,794
	外国証券	543,329	517,702	△25,626
	小計	709,431	666,141	△43,289
合計		967,507	928,323	△39,184

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	6,201	6,229	28
	公社債	4,323,069	4,372,082	49,013
	外国証券	416,326	421,167	4,841
	小計	4,745,596	4,799,479	53,883
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	103,120	94,273	△8,847
	公社債	24,118,217	18,410,478	△5,707,739
	外国証券	4,012,376	3,614,437	△397,938
	小計	28,233,715	22,119,189	△6,114,525
合計		32,979,311	26,918,669	△6,060,641

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	297,106	298,817	1,710
	公社債	655,858	768,069	112,210
	株式	3,839,388	15,217,542	11,378,154
	外国証券	14,046,652	18,246,508	4,199,855
	その他の証券	1,543,921	1,828,932	285,011
	小計	20,382,927	36,359,869	15,976,942
連結貸借対照表価額が取得原価 または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	486,999	481,161	△5,838
	公社債	4,133,861	3,396,191	△737,669
	株式	248,293	208,284	△40,008
	外国証券	8,083,153	7,492,487	△590,665
	その他の証券	3,632,057	3,298,714	△333,342
	小計	16,584,364	14,876,840	△1,707,524
合計		36,967,292	51,236,710	14,269,418

※市場価格のない株式等 192,411 百万円、組合等への出資残高 206,519 百万円は含めておりません。

⑤減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、74,125 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の公社債および株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

公社債の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日の市場価格等が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日の市場価格等が取得原価の 50%超 100%未満かつ発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

また、株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
買入金銭債権	8,018	9,131	10,804	170,766
満期保有目的の債券	-	750	273	14,568
責任準備金対応債券	-	6,738	9,623	92,903
その他有価証券	8,018	1,642	907	63,294
有価証券	2,255,917	11,240,848	11,206,207	43,486,091
満期保有目的の債券	62,678	438,988	351,323	105,475
責任準備金対応債券	980,917	3,918,631	3,474,454	25,470,020
その他有価証券	1,212,322	6,883,229	7,380,430	17,910,595
貸付金(*1)	1,255,612	3,000,004	2,334,160	2,274,266
社債(*2)	-	-	195,700	1,714,113
借入金	169,077	318,725	-	1,086,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 1,842 百万円は含めておりません。

(*2) 期間の定めのないものは含めておりません。

23. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	459,385	347,613	806,999
売買目的有価証券	-	27,020	-	27,020
その他有価証券	-	432,364	347,613	779,978
有価証券(*1)	25,231,329	25,976,233	1,673,069	52,880,632
売買目的有価証券	2,266,045	1,913,441	632,016	4,811,503
その他有価証券	22,965,283	24,062,791	1,041,052	48,069,128
公社債	2,581,043	1,583,217	-	4,164,261
国債	2,581,043	-	-	2,581,043
地方債	-	115,924	-	115,924
社債	-	1,467,293	-	1,467,293
株式	15,267,255	158,572	-	15,425,827
外国証券	5,000,871	17,877,703	493,679	23,372,254
公社債	3,617,372	11,746,028	490,877	15,854,277
株式等	1,383,499	6,131,675	2,801	7,517,976
その他の証券	116,113	4,443,297	547,373	5,106,785
金融派生商品(*2)	15,461	(2,912,134)	(15,670)	(2,912,344)
金利関連	1,245	(693,645)	25,025	(667,374)
通貨関連	-	(2,232,457)	513	(2,231,943)
その他	14,215	13,967	(41,209)	(13,025)
その他の資産	-	-	6,189	6,189

(*1) 時価算定会計基準適用指針第 24-3 項または第 24-9 項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託 2,349,522 百万円、投資信託財産が不動産である投資信託 39,010 百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(単位:百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託(*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	1,816,187	53,169	1,869,356
当連結会計年度の損益	272,398	2,411	274,809
純損益に計上(*4)	37,715	3,781	41,497
その他の包括利益に計上(*5)	234,682	△1,370	233,311
購入、売却および償還	260,937	△16,569	244,368
時価算定会計基準適用指針第 24-3 項 または第 24-9 項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第 24-3 項 または第 24-9 項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	2,349,522	39,010	2,388,533
当連結会計年度の損益に計上した額の うち当連結会計年度末において保有する 投資信託の評価損益(*4)	777	-	777

(*3) 主に解約が 1 カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は 2,322,766 百万円であります。

(*4) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のうちその他有価証券評価差額金に含まれております。

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	114,550	114,550
満期保有目的の債券	-	-	14,047	14,047
責任準備金対応債券	-	-	100,503	100,503
有価証券	22,717,422	5,487,406	35,337	28,240,166
満期保有目的の債券	86,558	792,547	35,170	914,276
公社債	30,554	145,369	-	175,923
外国証券	56,004	647,177	35,170	738,352
責任準備金対応債券	22,165,632	4,652,366	167	26,818,166
公社債	21,248,542	1,533,850	167	22,782,560
外国証券	917,090	3,118,515	-	4,035,605
子会社株式及び関連会社株式	465,231	42,492	-	507,723
貸付金	-	-	8,983,639	8,983,639
保険約款貸付	-	-	707,217	707,217
一般貸付	-	-	8,276,421	8,276,421
その他の資産	-	-	12,831	12,831
社債(*6)	-	(1,788,842)	(27,074)	(1,815,917)
借入金(*6)	-	(938,724)	(856,287)	(1,795,011)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

① 有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル 3 に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル 2 の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル 3 の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

- (3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

一部の連結される在外子会社および子法人等においては、重要な観察できないインプットを推計しております。

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	インカムアプローチ	割引率	10.35%～15.15%
売買目的有価証券	マーケットアプローチ	評価倍率 (企業価値/EBITDA)	3.24 倍～23.1 倍

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位: 百万円)

	買入金銭 債権 その他 有価証券	有価証券 売買目的 有価証券	有価証券 その他 有価証券	金融派生 商品 通貨関連	金融派生 商品 金利関連	金融派生 商品 その他	その他の 資産
当連結会計年度期首残高	32,770	-	418,752	53	-	724	-
当連結会計年度の損益	8,068	8,753	38,513	483	810	△18,319	148
純損益に計上(*1)	2,647	△15,499	25,525	479	213	△17,844	-
その他の包括利益に計上(*2)	5,421	24,252	12,987	3	597	△474	148
購入、売却、発行および決済(*3)	308,641	623,263	591,872	△22	24,214	△23,614	6,040
レベル 3 の時価への振り替え(*4)	-	-	42,628	-	-	-	-
レベル 3 の時価からの振り替え(*5)	△1,866	-	△50,714	-	-	-	-
当連結会計年度末残高	347,613	632,016	1,041,052	513	25,025	△41,209	6,189
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益(*1)	△165	△15,499	14,017	510	213	△18,728	-

(*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書のその他の包括利益のその他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定に含まれております。

(※3) 連結範囲の変動による増加額を含めております。

(※4) レベル 1 の時価またはレベル 2 の時価からレベル 3 の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは当連結会計年度の期首、期中または期末に行っております。

(※5) レベル 3 の時価からレベル 1 の時価またはレベル 2 の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首、期中または期末に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、社内決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率の上昇(下落)は、一般的に、時価の下落(上昇)を生じさせます。

評価倍率(企業価値/EBITDA)の上昇(下落)は、一般的に、時価の上昇(下落)を生じさせます。

24. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 1,314,177 百万円、時価は 1,978,860 百万円であります。

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 4,833 百万円であります。

25. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 72,528 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 11,255 百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は 59,076 百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額は 901 百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は 1,294 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権の額は 94 百万円減少しております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,440,327 百万円であります。

27. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,377,672 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,126,878 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	291,689 百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	265,257 百万円
ニ	利息による増加額	20,972 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高(イ+ローハ+ニ)	1,174,282 百万円

29. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	43,740 百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	13,710 百万円
ハ	利息による増加額	558 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	11,060 百万円
ホ	連結範囲の変動による増加額	11,992 百万円
ヘ	為替換算による調整額	294 百万円
ト	当連結会計年度末現在高 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	53,934 百万円

30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、当社の発行する各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2023 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2024 年 4 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2025 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2025 年 4 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2025 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

また、当社は 2026 年 4 月 2 日に、次のとおり社債を発行しております。

①2031 年満期米ドル建無担保普通社債

発 行 価 格	額面金額の 100%
発 行 総 額	1,100 百万米ドル
利 率	年 4.748%(固定金利)
償 還 期 限	2031 年 4 月
担 保 お よ び 保 証 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

②2033 年満期米ドル建無担保普通社債

発 行 価 格	額面金額の 100%
発 行 総 額	750 百万米ドル
利 率	年 5.046% (固定金利)
償 還 期 限	2033 年 4 月
担 保 お よ び 保 証 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資 金 使 途	一般事業資金

なお、①については、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、当社は 2026 年 4 月 27 日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当連結会計年度において 658 百万円であります。

名 称	第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
発 行 年 月 日	2016 年 4 月 27 日
繰 上 償 還 金 額	額面金額の 100%
繰 上 償 還 額	700 億円
繰 上 償 還 の 方 法	未償還残高の全額繰上償還

31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,124,976 百万円が含まれております。

32. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 21,159 百万円、有価証券 8,364,519 百万円、貸付金 240,070 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 4,239,171 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 4,106,118 百万円および売現先勘定 3,777,335 百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 113,162 百万円および受入担保金 102,522 百万円をそれぞれ含んでおります。

33. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 1,998,675 百万円であります。

34. 当社は、当社の持分法適用会社である Resolution Life Group Holdings Ltd. (以下「レゾリューションライフ」という)の完全子会社化(以下「本件買収」という)、ならびに、National Australia Bank Limited (以下「NAB」という)が保有する当社の連結子会社である Nippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited (2025 年 9 月 26 日に MLC Limited より商号変更、以下「豪州日本生命」という)の発行済株式 20%分を NAB から取得すること、および、レゾリューションライフ傘下の Resolution Life Australasia Limited (以下「豪州・NZ レゾリューション」という)と豪州日本生命を経営統合すること(以下「本件統合」という)について、関連当局による認可手続き等、所定の手続きを経て、全ての取引を完了いたしました。

(本件買収および本件統合等の背景・狙い)

グローバルに既契約受託事業や再保険事業を展開する保険会社グループであるレゾリューションライフを完全子会社とすることで、米国保険市場等において事業を拡大するとともに、本件統合等を通じた豪州保険事業のさらなる強化により、海外事業収益の長期安定的な拡大、ひいてはご契約者利益の最大化を企図し、本件買収および本件統合等を決定しました。

取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

(レゾリューションライフ株式の追加取得)

当社は、Blackstone ISG Investment Partners - R (BMU) L.P.から、レゾリューションライフの発行済株式のうち、当社が既に保有する持分を除いた 78%分を追加取得しました。この結果、レゾリューションライフは、当社 100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	Resolution Life Group Holdings Ltd.
事業の内容	保険持株会社(既契約受託事業・再保険事業)

ロ 企業結合日

2025 年 10 月 30 日

ハ 企業結合の法的形式

現金等を対価とした株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

取得日直前に所有していた議決権比率	22%
企業結合日に追加取得した議決権比率	78%
取得後の議決権比率	100%

なお、本件買収前に生じた持分変動に伴い、取得日直前に所有していた議決権比率が 23%から 22%に減少しました。

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025 年 10 月 30 日から 2025 年 12 月 31 日まで

なお、被取得企業の決算日は 12 月 31 日ですが、連結決算日との差異が 3 カ月を超えないことから、連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の決算財務諸表を使用しております。

③取得原価の算定に関する事項

イ 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	3,645 億円
追加取得の対価 現金	1 兆 2,155 億円
取得原価	1 兆 5,801 億円

ロ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引毎の取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	1,428 億円
-----------	----------

ハ 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等	150 億円
-----------	--------

④取得原価の配分に関する事項

イ 発生したのれんの金額、発生原因、方法および償却期間

(i) 発生したのれん 8,986 億円

レゾリューションライフに帰属するのれん 8,364 億円

豪州・NZ レゾリューションに帰属するのれん 621 億円

本件買収により発生したのれんの一部が、本件統合に伴い豪州・NZ レゾリューションに帰属しております。

(ii) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったことによるものです。

(iii) 償却方法および償却期間

20 年間にわたる均等償却

ロ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	15 兆 9,266 億円
うち有価証券	6 兆 6,635 億円)
うち再保険貸	4 兆 1,657 億円)
負債合計	15 兆 1,770 億円
うち保険契約準備金	13 兆 2,675 億円)

ハ 取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額および償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	1 兆 2,338 億円	償却期間	効果が及ぶと見積られる期間
うち保有契約価値	1 兆 2,131 億円)		

⑤企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

経常収益	1 兆 6,515 億円
経常利益	△418 億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,101 億円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、親会社に帰属する当期純剰余を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんおよび無形固定資産が当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等(子会社株式の追加取得)に関する事項は、次のとおりです。

(豪州日本生命株式の追加取得)

当社は、NAB から、豪州日本生命の発行済株式の 20%分を追加取得しました。この結果、豪州日本生命は、当社 100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称	Nippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited
事業の内容	生命保険事業

ロ 企業結合日

2025 年 10 月 31 日

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③取得原価の算定に関する事項

イ 追加取得する子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳

追加取得の対価	現金	464 億円
---------	----	--------

④非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって減少した連結剰余金の金額

164 億円

共通支配下の取引に関する事項は、次のとおりです。

(豪州・NZ レゾリューションと豪州日本生命の経営統合)

豪州日本生命株式の追加取得完了後、当社が保有する豪州日本生命の全株式を、レゾリューションライフ傘下の豪州事業持株会社である Resolution Life NOHC Pty Ltd. (以下「豪州・NZ 持株会社」という)に現物出資し、その対価として、豪州・NZ 持株会社が発行する新株を引き受けました。

当取引により、当社は、豪州・NZ 持株会社の議決権の 51%を直接保有(レゾリューションライフを通じて 49%を間接的に保有)し、豪州・NZ レゾリューションに加えて豪州日本生命を同持株会社の傘下に有する構造となりました。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称 Resolution Life NOHC Pty Ltd.

事業の内容 保険持株会社(既契約受託事業)

結合当事企業の名称 Nippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited

事業の内容 生命保険事業

ロ 企業結合日

2025 年 10 月 31 日

ハ 企業結合の法的形式

当社が保有する豪州日本生命株式の豪州・NZ 持株会社への現物出資

ニ 結合後企業の名称

変更前: Resolution Life NOHC Pty Ltd.

変更後: Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

35. 当社は、2025 年 12 月 15 日にメディカル・データ・ビジョン株式会社(以下「メディカル・データ・ビジョン」という)の株券等を金融商品取引法による公開買付け(以下「本公開買付け」という)によって取得することを決定し、本公開買付けを 2025 年 12 月 16 日から 2026 年 2 月 3 日の期間で実施しました。また、本公開買付けの決済の完了後に、メディカル・データ・ビジョンを当社の完全子会社化とするためのスクイーズアウト手続きとして、メディカル・データ・ビジョンは 2026 年 4 月 28 日を効力発生日とする株式併合(以下「本株式併合」という)を実施しました。その後、SBI ホールディングス株式会社が保有する株式をメディカル・データ・ビジョンが 2026 年 5 月 14 日に自己株式取得(以下「本自己株式取得」という)しました。この一連の取引(以下「本取引」という)の結果、当社はメディカル・データ・ビジョンを完全子会社化しました。

(本取引の背景・狙い)

ヘルスデータ、ヘルスデータ分析体制等を当社グループの新たな事業基盤として確立し、ヘルスケアと保険事業双方を高度化することを目指します。また、AI やデジタル技術と組み合わせることで、予防医療・健康支援サービス等の新たな顧客提供価値の創出にも取り組みます。

取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

(メディカル・データ・ビジョン株式の取得)

2026年2月9日(本公開買付けの決済の開始日)付でメディカル・データ・ビジョン株式53%を取得し、当社の子会社となりました。また、2026年4月28日付の本株式併合と2026年5月14日付の本自己株式取得により、メディカル・データ・ビジョンは当社100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	メディカル・データ・ビジョン株式会社
事業の内容	医療情報統合システムの開発、制作、販売、保守業務 各種医療データの分析、調査、コンサルティング業務 医療機関向け経営コンサルティング業務 各種医療データの運用および提供サービス業務 ポータルサイトの企画、設計、開発、運営

ロ 企業結合日

支配獲得時 2026年2月9日(みなし取得日 2026年3月31日)

追加取得時 2026年5月14日(みなし取得日 2026年4月1日)

ハ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

ニ 取得した議決権比率

2026年2月9日	53%
2026年5月14日	100%

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

ヘ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式の取得により、議決権の53%を取得したため

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、処理しております。なお、本株式併合および本自己株式取得による持分の追加取得については、本公開買付けによる株式取得と一体の取引として取り扱い、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されたものとして算定しております。

③連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

④取得原価の算定に関する事項

イ 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

支配獲得時

取得の対価	現金	33,999 百万円
取得原価		33,999 百万円

追加取得時

取得の対価	現金	22,780 百万円
取得原価		22,780 百万円

ロ 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等	720 百万円
-----------	---------

⑤取得原価の配分に関する事項

イ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(i) 発生したのれん金額 32,336 百万円

当連結会計年度末において資産および負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づいて暫定的な会計処理を行っております。

(ii) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

(iii) 償却方法および償却期間

現時点で算定中であります。

ロ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	4,511 百万円
（うち預貯金	1,586 百万円）
負債合計	1,344 百万円
（うち未払金	1,103 百万円）

36. 2026 年 3 月 26 日、当社の持分法適用会社である Corebridge Financial Inc.(以下「Corebridge」という)は、米国において年金およびアセットマネジメント事業を営む Equitable Holdings Inc.(以下「Equitable」という)との間で、株式移転による経営統合を行うことについて合意した旨を発表しております。本経営統合は、各事業における相互補完と規模の拡大等を目的とするものであり、新たに持株会社を設立し、両社をその子会社とする形態で実施され、2026 年 12 月末までの完了を予定しております。なお、Corebridge の発行済普通株式 1 株につき、新持株会社の普通株式 1.0000 株、Equitable の発行済普通株式 1 株につき、新持株会社の普通株式 1.55516 株がそれぞれ交付され、新持株会社に対する持株比率は、Corebridge 株主が約 51%、Equitable 株主が約 49%となる見込みです。

37. スtock・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	739
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	0
----------	---

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権	2019 年第 3 回 新株予約権
付与対象者の 区分および人数	代表取締役 1 名 従業員 137 名	代表取締役 1 名 従業員 157 名	代表取締役 1 名 従業員 156 名	代表取締役 1 名 従業員 31 名	従業員 203 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,598,135 株	普通株式 11,190,706 株	普通株式 18,081,008 株	普通株式 469,772 株	普通株式 5,430,538 株
付与日	2018 年 4 月 25 日	2019 年 4 月 29 日	2019 年 8 月 1 日	2020 年 6 月 10 日	2021 年 7 月 19 日
権利確定条件	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2019 年 4 月 25 日 至 2025 年 4 月 24 日	自 2020 年 4 月 29 日 至 2026 年 4 月 28 日	自 2020 年 8 月 1 日 至 2026 年 7 月 31 日	自 2021 年 6 月 10 日 至 2027 年 6 月 9 日	自 2022 年 7 月 19 日 至 2028 年 7 月 18 日

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019 年第 4 回 新株予約権	2023 年第 1 回 新株予約権	2023 年第 1 回 PSU 新株予約権	2023 年第 2 回 新株予約権	2023 年第 2 回 PSU 新株予約権
付与対象者の 区分および人数	従業員 1 名	代表取締役 1 名 従業員 184 名	従業員 184 名	代表取締役 1 名 従業員 225 名	従業員 225 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 77,065 株	普通株式 2,877,566 株	普通株式 753,350 株	普通株式 1,723,149 株	普通株式 416,972 株
付与日	2021 年 8 月 7 日	2024 年 4 月 24 日	2024 年 4 月 24 日	2025 年 4 月 28 日	2025 年 4 月 28 日
権利確定条件	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定	付与後毎年 25% 毎 に権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2022 年 8 月 7 日 至 2028 年 8 月 6 日	自 2025 年 4 月 24 日 至 2031 年 4 月 23 日	自 2025 年 4 月 24 日 至 2031 年 4 月 23 日	自 2026 年 4 月 28 日 至 2032 年 4 月 27 日	自 2026 年 4 月 28 日 至 2032 年 4 月 27 日

(*1)株式数に換算して記載しております。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権	2019 年第 3 回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	-	-	-	-	941,469
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	46,462
権利確定	-	-	-	-	895,007
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末	3,380	2,092,126	10,690,469	238,404	2,155,221
権利確定	-	-	-	-	895,007
権利行使	-	2,092,126	714,152	20,669	413,461
失効	3,380	-	-	-	-
未行使残	-	-	9,976,317	217,735	2,636,767

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019 年第 4 回 新株予約権	2023 年第 1 回 新株予約権	2023 年第 1 回 PSU 新株予約権	2023 年第 2 回 新株予約権	2023 年第 2 回 PSU 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	19,267	2,804,579	721,052	-	-
付与	-	-	-	1,723,149	416,972
失効	-	155,468	49,438	72,211	19,987
権利確定	19,267	677,534	172,809	-	-
未確定残	-	1,971,577	498,805	1,650,938	396,985
権利確定後					
前連結会計年度末	15,266	-	-	-	-
権利確定	19,267	677,534	172,809	-	-
権利行使	34,533	92,152	74,045	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	585,382	98,764	-	-

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権	2019 年第 3 回 新株予約権
権利行使価格	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71
行使時平均株価	478.96	526.95	487.45	548.57	634.57
付与日における 公正な評価単価	45.71	38.94	43.06	65.51	85.73

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019 年第 4 回 新株予約権	2023 年第 1 回 新株予約権	2023 年第 1 回 PSU 新株予約権	2023 年第 2 回 新株予約権	2023 年第 2 回 PSU 新株予約権
権利行使価格	389.28	499.76	10.00	577.79	10.00
行使時平均株価	719.53	807.01	783.68	-	-
付与日における 公正な評価単価	78.29	171.16	503.92	144.23	548.23

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権	2019 年第 3 回 新株予約権
株価変動性(*1)	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%
予想残存期間(*2)	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年
予想配当率(*3)	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%
無リスク利子率(*4)	7.06%～7.15%	6.32%～6.55%	6.22%～6.45%	4.37%～4.88%	5.49%～5.99%

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019 年第 4 回 新株予約権	2023 年第 1 回 新株予約権	2023 年第 1 回 PSU 新株予約権	2023 年第 2 回 新株予約権	2023 年第 2 回 PSU 新株予約権
株価変動性(*1)	12.92%	18.49%	18.49%	15.34%	15.34%
予想残存期間(*2)	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年
予想配当率(*3)	2.01%	2.82%	2.82%	2.83%	2.83%
無リスク利子率(*4)	5.48%～5.98%	7.08%～7.09%	7.08%～7.09%	6.05%～6.14%	6.05%～6.14%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 2,401,934 百万円であります。
39. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 139,749 百万円であります。
40. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 212,806 百万円であります。
41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	578,412 百万円
ロ 勤務費用	21,969 百万円
ハ 利息費用	10,398 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△39,403 百万円
ホ 退職給付の支払額	△41,845 百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	△3,632 百万円
ト その他	192 百万円
チ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	526,090 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,636 百万円
ロ 期待運用収益	3,561 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	8,511 百万円
ニ 事業主からの拠出額	3,463 百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,911 百万円
ヘ その他	△21 百万円
ト 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	240,239 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	839 百万円
ロ 退職給付費用	112 百万円
ハ 退職給付の支払額	△267 百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	684 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	153,326 百万円
ロ 年金資産	△240,239 百万円
	△86,912 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	373,448 百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	286,535 百万円
ホ 退職給付に係る負債	288,187 百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△1,652 百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	286,535 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	21,969 百万円
ロ 利息費用	10,398 百万円
ハ 期待運用収益	△3,561 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	△19,355 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△745 百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	112 百万円
ト その他	61 百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	8,878 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	28,724 百万円
ロ 過去勤務費用	2,886 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	31,610 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	△117,908 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△6,067 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	△123,975 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	63.62%
ロ 国内株式	15.36%
ハ 国内債券	11.95%
ニ 外国証券	6.91%
ホ 現金及び預貯金	2.14%
ヘ その他	0.02%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	1.5%～6.7%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～6.7%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は 7,380 百万円です。

42. (1) 繰延税金資産の総額は 3,305,768 百万円であり、繰延税金負債の総額は 4,604,820 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 200,013 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,472,492 百万円、繰延ヘッジ損益 803,120 百万円および価格変動準備金 381,248 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 4,167,470 百万円であります。

- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△15.2%であります。

43. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

44. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社における修正共同保険式再保険契約については、次のとおりです。

大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

はなさく生命保険株式会社では、医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって、償却しております。

なお、金融庁告示第 74 号の施行に伴う、平成 8 年大蔵省告示第 50 号の廃止により、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料は、下記のとおりです。

契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約(保険業法施行規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く、以下「サープラスリーフ等再保険契約」という)に係る未償却出再手数料(受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の利益または利益から受再保険会社に支払うものをいう)

①未償却出再手数料およびこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。

再保険貸、再保険借および責任準備金の当連結会計年度末残高には、下記の金額が含まれております。

①再保険貸 4,730,575 百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険貸 443,554 百万円

サープラスリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料 443,554 百万円

(はなさく生命保険株式会社)

サープラスリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料 46,142 百万円

②再保険借 142,815 百万円

(大樹生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険借 6,825 百万円

③責任準備金 89,312,921 百万円

(大樹生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る責任準備金 1,524,224 百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る責任準備金 5,052,268 百万円

(はなさく生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る責任準備金 16,565 百万円

2025年度

2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科	目	金 額
経常収益	入益	14,774,855
保険料	収	9,437,386
投資	運用益	4,629,817
利息及び配当金等	収入	2,429,936
売買目的有価証券	運用益	30,017
有価証券	売却益	1,227,324
有価証券	償還益	105
為替	差益	787,124
その他の運用	収入	31,316
特別勘定資産運用	益	123,992
その他の経常収	益	707,651
経常費用		14,669,658
保険金等	支払金	8,212,372
保険	金	1,311,630
年給	金	1,135,266
給付	金	1,074,873
解約返戻	金	2,505,581
その他の返戻	金	407,970
再保	料	1,520,280
その他の保	料	256,770
責任準備金等	繰入額	2,181,090
支払準備金	繰入額	34,168
責任準備金	繰入額	2,125,908
社員配当金積立	利息繰入額	20,972
契約者配当金積立	利息繰入額	41
資産運用	費用	2,640,226
支払利息		100,172
有価証券	売却損	1,842,382
有価証券	評価損	74,877
有価証券	償還損	197
金融派生商品	費用	470,239
貸倒引当金	繰入額	5,014
貸用不動産等	減価償却費用	23,973
その他の運用	費用	123,369
事業	費用	1,231,159
その他の経常費	用	404,808
経常利益		105,197
特別利益		619,259
固定資産等	処分益	7,789
価格変動準備金	戻入額	468,590
段階取得に係る	差益	142,879
新株予約権	戻入益	0
特別損失		27,820
固定資産等	処分損失	7,072
減損	損失	10,868
不動産	圧縮損失	12
社会厚生福祉事業	助成金	1,677
持分変動	損失	7,836
その他の特別損	失	353
契約者配当準備金	繰入額	11,705
税金等調整前	当期純剰余	684,930
法人税及び住民税	等	△860
法人税等調整	額	75,808
法人税等	合計	74,947
当期純剰余		609,983
非支配株主に帰属する	当期純剰余	3,532
親会社に帰属する	当期純剰余	606,450

(連結損益計算書の注記)

1. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

経常収益科目		経常費用科目	
保険料等収入	9,437,386	保険金等支払金	8,212,372
保険料	7,824,948	保険金	1,311,630
再保険収入	1,612,437	年金	1,135,266
		給付金	1,074,873
		解約返戻金	2,505,581
		その他返戻金	407,970
		再保険料	1,520,280
		その他保険金等支払金	256,770

一部の連結される在外子会社および子法人等においては、Australian Accounting Standards Boards が公表する会計基準「保険契約」(AASB 第 17 号)を適用しております。AASB 第 17 号に係る保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

2. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、一部の連結される在外生命保険会社の保険料等収入および保険金等支払金は、各国の会計基準に基づき計上された項目について連結決算上必要な修正を行い、保険料等収入および保険金等支払金に集計、表示しております。

3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

当社は、のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、株式会社ニッセイ・ライフサポート(以下「ニッセイ・ライフサポート」という)に係るのれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する株式会社ニチイホールディングス(以下「ニチイホールディングス」という)が実質的な事業活動を行っていることから、ニッセイ・ライフサポートとニチイホールディングスを一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
- (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

(iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては、TCW Group, Inc.に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。

ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよびその他の無形固定資産(顧客関連資産)については、賃金上昇等の外部環境の変化やIT投資等を踏まえたニチイホールディングスの事業計画を考慮し減損の兆候判定を行っております。検討の結果、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよびその他の無形固定資産(顧客関連資産)は、減損の兆候はないと判断しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0～3.7%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

The TCW Group, Inc.に係るのれん相当額は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物等	合計
営業用不動産等	-	-	1,540	1,540
賃貸用不動産等	-	6,793	256	7,049
遊休不動産等	1,352	-	925	2,278
合計	1,352	6,793	2,722	10,868

4. 法人税及び住民税等に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の額は108百万円であります。

5. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社における修正共同保険式再保険契約については、次のとおりです。

①大樹生命保険株式会社

一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

イ 再保険収入

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

ロ 再保険料

当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上し、保険金等支払金に表示しております。

②ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受
入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

③はなさく生命保険株式会社

医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

再保険収入および再保険料には、下記の金額が含まれております。

④再保険収入 1,612,437 百万円

(大樹生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険収入 83,158 百万円

出再責任準備金調整額

(市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(または取崩相当額)を
除く) △30,070 百万円

市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額) 2,265 百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険収入 1,354,601 百万円

出再保険受入手数料 2,277 百万円

責任準備金に対応する部分の増加額 1,163,253 百万円

標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額 226,635 百万円

市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額) 122 百万円

サープラスリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 249,143 百万円

(はなさく生命保険株式会社)

サープラスリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 42,103 百万円

⑤再保険料 1,520,280 百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険料 1,132,975 百万円

(はなさく生命保険株式会社)

サープラスリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 22,479 百万円

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前純剰余が 241,609 百万円増加しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 余	609,983
そ の 他 の 包 括 利 益	2,257,111
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,628,870
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△603,948
為 替 換 算 調 整 勘 定	116,659
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	22,262
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	37,095
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	56,172
包 括 利 益	2,867,094
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	2,825,279
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	41,815

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	4,739,824	
組替調整額	△1,030,125	3,709,699

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△1,168,246	
組替調整額	312,286	△855,959

為替換算調整勘定：

当期発生額	116,659	
組替調整額	—	116,659

退職給付に係る調整額：

当期発生額	51,652	
組替調整額	△20,209	31,442

在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金：

当期発生額	39,359	
組替調整額	—	39,359

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	102,540	
組替調整額	△46,368	56,172

法人税等及び税効果調整前合計 3,097,374

法人税等及び税効果額 △840,262

その他の包括利益合計 2,257,111

(2) その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	法人税等及び 税効果調整前	法人税等及び 税効果額	法人税等及び 税効果調整後
その他有価証券評価差額金	3,709,699	△1,080,829	2,628,870
繰延ヘッジ損益	△855,959	252,011	△603,948
為替換算調整勘定	116,659	—	116,659
退職給付に係る調整額	31,442	△9,180	22,262
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	39,359	△2,264	37,095
持分法適用会社に対する持分相当額	56,172	—	56,172
その他の包括利益合計	3,097,374	△840,262	2,257,111

2025年度 (2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)	684,930
賃貸用不動産等減価償却費	23,973
減価償却費	87,746
減損損失	10,868
のれん償却額	23,350
支払備金の増減額 (△は減少)	△19,113
責任準備金の増減額 (△は減少)	2,014,233
社員配当準備金積立利息繰入額	20,972
契約者配当準備金積立利息繰入額	41
契約者配当準備金繰入額	11,705
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,927
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	25
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△22,782
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△59
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△468,590
利息及び配当金等収入	△2,429,936
有価証券関係損益 (△は益)	697,863
保険約款貸付関係損益 (△は益)	90,589
金融派生商品関係損益 (△は益)	470,239
支払利息	100,172
為替差損益 (△は益)	△788,232
有形固定資産関係損益 (△は益)	4,188
持分法による投資損益 (△は益)	△49,096
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△123,992
段階取得に係る差損益 (△は益)	△142,879
再保険貸の増減額 (△は増加)	△238,117
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	31,695
再保険借の増減額 (△は減少)	△28,000
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	127,443
その他	△12,501
小 計	81,666
利息及び配当金等の受取額	2,310,033
利息の支払額	△96,936
社員配当金の支払額	△191,539
契約者配当金の支払額	△13,170
その他	△45,175
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	18,713
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,063,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	△2,279
買入金銭債権の取得による支出	△30,586
買入金銭債権の売却・償還による収入	32,001
有価証券の取得による支出	△11,557,313
有価証券の売却・償還による収入	11,230,346
貸付けによる支出	△1,353,171
貸付金の回収による収入	1,542,203
金融派生商品の決済による収支 (純額)	△925,128
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	632,833
債券貸借取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	55,928
その他	△231,472
資産運用活動計	△606,638
(営業活動及び資産運用活動計)	(1,456,953)
有形固定資産の取得による支出	△79,341
有形固定資産の売却による収入	15,318
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△565,986
その他	△67,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,304,608
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	60,064
借入金の返済による支出	△65,272
社債の発行による収入	414,725
社債の償還による支出	△299,514
基金利息の支払額	△140
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△54,648
その他	△3,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,051
現金及び現金同等物に係る換算差額	51,511
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	862,545
現金及び現金同等物期首残高	1,836,812
現金及び現金同等物期末残高	2,699,357

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2. 株式の取得により新たに連結される子会社および子法人等となった会社の資産および負債の主な内訳

連結貸借対照表の注記第34項のResolution Life Group Holdings Ltd.の株式の取得に伴う連結開始時の資産および負債の主な内訳ならびに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

資産合計	15,926,670 百万円
のれん	898,613 百万円
負債合計	△15,177,029 百万円
為替換算調整勘定	△68,136 百万円
子会社および子法人等の株式の取得価額	1,580,117 百万円
支配獲得時までの持分法評価額	△221,701 百万円
段階取得に係る差益	△142,879 百万円
子会社および子法人等の現金及び現金同等物	△681,962 百万円
差引:子会社および子法人等の株式取得のための支出	533,573 百万円

連結貸借対照表の注記第35項のメディカル・データ・ビジョン株式会社の株式の取得に伴う連結開始時の資産および負債の主な内訳ならびに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

資産合計	4,511 百万円
のれん	32,336 百万円
負債合計	△1,344 百万円
新株予約権	△4 百万円
非支配株主持分	△1,499 百万円
子会社および子法人等の株式の取得価額	33,999 百万円
子会社および子法人等の現金及び現金同等物	△1,587 百万円
差引:子会社および子法人等の株式取得のための支出	32,412 百万円

(単位：百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	50,000	1,400,000	651	916,813	2,367,465
会計方針の変更による 累積的影響額				△1,644	△1,644
会計方針の変更を反映した 当期首残高	50,000	1,400,000	651	915,169	2,365,820
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△291,689	△291,689
基金利息の支払				△140	△140
親会社に帰属する当期純剰余				606,450	606,450
土地再評価差額金の取崩				△807	△807
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				△17,106	△17,106
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	296,707	296,707
当期末残高	50,000	1,400,000	651	1,211,876	2,662,527

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	在外子会社等 に係る 保険契約準備 金評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,387,008	△1,372,500	△56,555	157,862	66,053	-	6,181,868	1,863	139,168	8,690,365
会計方針の変更による 累積的影響額	10,725			△238		△8,852	1,634			△10
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,397,734	△1,372,500	△56,555	157,624	66,053	△8,852	6,183,502	1,863	139,168	8,690,355
当期変動額										
社員配当準備金の積立										△291,689
基金利息の支払										△140
親会社に帰属する当期純剰余										606,450
土地再評価差額金の取崩										△807
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動										△17,106
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	2,684,533	△600,481	807	98,427	21,725	14,623	2,219,636	387	1,900	2,221,924
当期変動額合計	2,684,533	△600,481	807	98,427	21,725	14,623	2,219,636	387	1,900	2,518,631
当期末残高	10,082,267	△1,972,981	△55,747	256,052	87,779	5,771	8,403,139	2,251	141,068	11,208,987

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	2,246

内部統制報告書

2026 年 5 月 22 日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 社長執行役員

朝日 智司

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

私は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（以下、「内部統制基準」）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第 110 条第 2 項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である 2026 年 3 月 31 日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、内部統制基準を踏まえ、当社グループが置かれた環境や事業の特性を考慮したうえで、リスクアプローチを重視した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、前連結会計年度の連結経常収益のおおむね 2／3 に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

なお、当社グループは、主たる事業として保険業を営んでいるため、重要な事業拠点の選定に際しては、事業規模を測る指標として連結経常収益が適切であると判断し、当該指標を用いている。選定した重要な事業拠点においては、保険業を営む当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。具体的には、見積りや予測を伴う業務としてのれん評価プロセス、及び一部の連結子会社の保険契約準備金算定プロセス、有価証券評価プロセス等を評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

以上